

令和元年7月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
（うち石油ストーブ（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 1件
（うちノートパソコン1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 12件
（うちリチウム電池内蔵充電器2件、直流電源装置（照明器具用）1件、電気掃除機（充電式、スティック型）1件、接続ケーブル（太陽光発電システム用）1件、電気湯沸器1件、自転車2件、バッテリー（リチウムポリマー、玩具用）1件、電気冷凍庫1件、電動アシスト自転車1件、照明器具（投光器、充電式）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A201900291）

①事象について

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコンを使用中、当該製品を溶融する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償部品交換）について

同社は、当該製品のACアダプターを含む対象製品（下記③）について、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同月25日に新聞社告を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償部品交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201900291）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：ACアダプター部品番号、製造期間、対象台数

ACアダプター部品番号	製造期間	対象台数
G71C0009S210	2011年2月、3月、6月	70,742
G71C0009T110	2009年12月、 2010年3月～7月	327,256
G71C0009T210	2011年1月～4月	114,179
G71C0009T116	2011年7月	4,855
合 計		517,032

2018年（平成30年）6月22日からリコール（無償部品交換）を実施
回収率：14.2%（2019年6月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900291）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」又は「デスクトップパソコン」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	0	—	2014年度	0	—
2018年度	8	火災	2013年度	0	—
2017年度	4	火災	2012年度	0	—
2016年度	4	火災	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	0	—

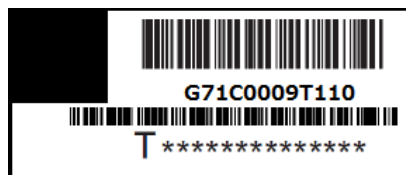
< A Cアダプターの外観及び確認方法 >

A Cアダプターに貼付のシールに部品番号が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

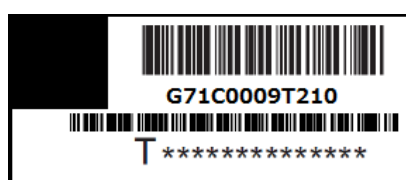
G71C0009S210



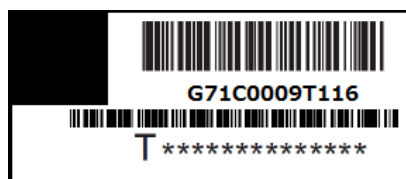
G71C0009T110



G71C0009T210



G71C0009T116



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからA Cアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

D y n a b o o k 株式会社「dynabook A Cアダプター交換窓口」

電 話 番 号 : 0120 (008) 772

受 付 時 間 : 9時~19時 (土・日・祝日・事業者指定の休業日を除く。)

ウェブサイト : http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806_aca.htm

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担 当 : 鈴木、柳川、牧野

電 話 : 03 (3507) 9204 (直通)

F A X : 03 (3507) 9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当 : 橋爪、田代

電 話 : 03 (3501) 1707 (直通)

F A X : 03 (3501) 2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900286	平成31年4月11日	令和元年7月22日	石油ストーブ(開放式)	RCA-100B	株式会社トヨミ	火災	ビニールハウスで当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から30年以上経過した製品 平成31年4月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月17日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900291	令和元年7月13日	令和元年7月23日	ノートパソコン	dynabook B350/22B	株式会社東芝(現 DYNABOOK株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を熔融する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	令和元年7月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成30年6月22日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率14.2%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900285	令和元年6月24日	令和元年7月22日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月10日
A201900287	令和元年7月9日	令和元年7月22日	直流電源装置(照明器具用)	火災	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201900288	令和元年7月7日	令和元年7月22日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和元年7月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900289	令和元年7月10日	令和元年7月23日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A201900290	令和元年6月15日	令和元年7月23日	電気湯沸器	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品からお湯が噴出し、火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月12日
A201900292	令和元年6月24日	令和元年7月23日	自転車	重傷1名	当該製品で上り坂を走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月17日
A201900293	令和元年6月29日	令和元年7月24日	バッテリー(リチウムポリマー、玩具用)	火災	当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	富山県	
A201900294	令和元年5月25日	令和元年7月24日	電気冷凍庫	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月16日
A201900295	令和元年6月2日	令和元年7月24日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月11日
A201900296	平成31年4月	令和元年7月24日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、転倒、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月11日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900297	令和元年7月12日	令和元年7月24日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を鞆に入れていたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201900298	令和元年7月14日	令和元年7月24日	照明器具(投光器、充電式)	火災	宿泊施設で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし